

## 第3章 課題解決に向けて生きる支援の取組

### 1 施策の体系

「自殺実態プロファイル\*」における「重点施策」を踏まえて、むつ市の自殺の実態を分析した結果から、「生きる支援の取組」として以下の5つの基本施策と3つの重点施策で地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進していきます。

\*自殺実態プロファイル

自殺対策の取り組みを推進するために、国が示す人口に応じた自殺対策の方向性と具体的な事業が掲載されている「地域自殺対策政策パッケージ」です。「基本施策」および地域の自殺の現状分析が掲載されています。

誰も自殺に追い込まれることのない生きやすいむつ市



#### 【重点施策】

1. 高齢者の自殺対策の推進（高齢者対策）
2. 生活困窮者支援と自殺対策の連動（生活困窮者対策）
3. 勤務問題に関する自殺への対策の推進（勤務・経営対策）

#### 【基本施策】

1. 地域におけるネットワークの強化
2. 自殺対策を支える人材の育成
3. 市民への普及と啓発
4. 生きることの促進要因への支援
5. 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育

#### 【生きる支援関連施策】

庁舎内等ですでに行われている「生きること」を支える取組

## 2 5つの基本施策

### (1) 地域におけるネットワークの強化

自殺対策をむつ市全体の課題として捉え、庁内及び関係機関と連携、ネットワークの強化を図り、地域での居場所づくりや見守り支援の拡大を図っていきます。

【事業名】事業内容	担当課・団体	関連協力団体
【むつ市いのちを支えるこころの健康づくり計画推進委員会】 ・庁内の関係部署が連携、協力することにより、行政全体で自殺対策を推進していきます。	健康づくり 推進課	全庁
【むつ市いのちを支えるこころの健康づくりネットワーク協議会】 ・市民・医療機関・関係団体・行政等が一体となり、こころの健康づくりや自殺対策に関する協議を行っていきます。	健康づくり 推進課	むつ市いのちを支えるこころの健康づくりネットワーク協議会
【庁内関係各課相談体制強化検討会】(新規) ・相談窓口となっている関係課と連携し、悩みや問題を抱える人の問題解決に向けた取り組みを進め、包括的かつ継続的な支援を行っていきます。また、生きる支援の総合的な相談体制がとれるかどうかの検討も含めて実施していきます。	健康づくり 推進課	庁内相談窓口 関係各課
【要保護児童等対策地域協議会】 ・要保護児童等に関して児童を取り巻く各関係機関と情報交換を行い、適切な支援内容を協議していきます。	子育て支援課	むつ市要保護児童等対策協議会
【地域ケア会議推進事業】 ・地域包括ケアシステム構築のツールである地域ケア会議を開催し、個別課題を解決するためのネットワークを形成するとともに、地域づくり・資源開発へつなげていきます。	地域包括支援センター	
【地域自立支援協議会】 ・障がい者等が抱える問題を解決するため、様々な関係機関とのネットワークを構築するとともに、相談支援体制の充実に努めています。	障がい福祉課	
【下北地域多分野合同研修会（自殺対策研修会）】 ・「こころの相談窓口」となっている関係機関を参集し、下北管内の自殺の実態について情報提供するとともに、自殺予防に係る講演会及び事例検討を通して、関係機関のネットワークの強化を図っていきます。	むつ保健所	

【評価指標（目標値）】

評価項目	現状値 (平成29年度)	目標値
むつ市いのちを支えるこころの健康づくり計画推進委員会開催	平成30年度設置	年1回
むつ市いのちを支えるこころの健康づくりネットワーク協議会開催	平成30年度設置	年1回
庁内関係各課相談体制強化検討会開催	—	年1回

(2) 人材育成の強化

地域におけるネットワークの強化を図るとともに、周りの方の自殺のサインに気づき関係機関へつなげることができる市民が増加するための人材育成を行っていきます。

【事業名】事業内容	担当課・団体	関連協力団体
<p>【ゲートキーパー養成講座】(新規)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲートキーパーは、身近な人の自殺のサインに気づき、見守りながら相談、支援機関につなげる役割を担います。行政、民間問わず様々な分野においてゲートキーパーとなる人材を育成していきます。</li> </ul> <p>(市職員編)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新採用者及び職員に対し実施していきます。</li> </ul> <p>(職域編)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すこやかサポート事業所に認定されている事業所に対し実施していきます。</li> </ul> <p>(地域編)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健協力員、民生委員、地域サークル、町内会等、地域で生活している人々に対し実施していきます。</li> </ul>	<p>健康づくり 推進課</p> <p>各庁舎 市民生活課</p> <p>教育委員会 福祉政策課</p>	<p>職域・保健 協力員・民 生委員・町 内会等</p>
<p>【傾聴ボランティア】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・傾聴講座を受講した市民が、ボランティア活動することで、身近なところで支え合えるよう育成していきます。</li> </ul>	健康づくり 推進課 障がい福祉課	傾聴ボラン ティア「スマ イル」の会
<p>【認知症サポーター等養成講座】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症高齢者及び家族を地域で見守り支えていくため、疾患や対応方法について地域住民が理解し、また「気づき役」となってもらえるよう育成していきます。</li> </ul>	地域包括支 援センター	

【ひきこもりサポーター養成講座】 ・ひきこもりの状態にある本人や家族等に対するボランティア支援(ひきこもりの状態からの回復者や家族等によるピアサポート活動を含む)に関心のある方を対象に、ひきこもりに関する基本的な知識(ひきこもりの概要、支援方法、支援法の注意点等)について学び、自分にできる支援について考えていただくことを目的にむつ市社会福祉協議会へ委託し実施していきます。	福祉政策課	むつ市社会 福祉協議会  青森県立保健大学他
【民生委員・児童委員】 ・地域住民の福祉の向上に努め、必要時適切な相談機関に繋げる橋渡し的な役割を担っていきます。	福祉政策課	
【保健協力員】 ・健康教養を身につけ、健康知識の普及・啓発を行うとともに、支援が必要な人等を保健師につなげていきます。	健康づくり 推進課 各庁舎 市民生活課	
【気づいてつなぐいのちの事業】(新規) ・地区全体の自殺リスクの低下を目的に、地区で自殺につながる様々な要因(閉じこもり・生活困窮・病苦等)を把握するため、保健協力員と協働で調査を行い、必要な事業へ繋げていきます。また、関わる側の人材も育成し、自殺対策に関する普及啓発を行っていきます。	川内庁舎 市民生活課 脇野沢庁舎 市民生活課	川内地区 保健協力員 脇野沢地区 保健協力員

#### 【評価指標（目標値）】

評価項目	現状値 (平成29年度)	目標値
5年後の市職員のゲートキーパー養成講座受講率	—	70%
ゲートキーパー養成講座受講後のアンケートで「自殺対策の理解が深まった」と答えた人の割合	—	70%以上
ゲートキーパー養成講座受講者数（累計）	—	172人
認知症サポーター養成講座受講者数（累計）	3,299人 (平成29年度まで)	4,800人

### (3) 住民への啓発と周知

こころの健康や自殺に関する正しい知識の情報提供にとどまらず、生活をしている上で起こりうる問題や様々な分野の情報提供を行い、それぞれの取り組みに主体的に関わることができるようにし市民一人一人の危機回避能力や問題解決能力を高めていきます。

【事業名】事業内容	担当課・団体	関連協力団体
<b>【こころの講演会の開催】</b> ・こころの健康に関して、正しい知識の普及と自分にあったストレスの解消方法を見つけられるよう、情報提供していきます。	健康づくり 推進課	むつ市いのちを支えるこころの健康づくりネットワーク協議会
<b>【地区健康教室】</b> ・町内会や小学校单位、各種団体でこころの健康づくりに関するテーマの教室を行うことにより、正しい知識の普及と自分にあったストレス解消法が見つけられるよう、情報提供していきます。	健康づくり 推進課 各庁舎 市民生活課	保健協力員 市民連携課 公民館
<b>【事業所健康教室】</b> ・希望のあった市内の事業所に対し、健康教室を実施していきます。	健康づくり 推進課	むつ下北地域産業保健センター すこやかサポート事務所
<b>【こころの健康づくり事業・普及啓発】</b> ・自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）にあわせて、健康カレンダーや広報 MUTSU へこころの健康づくりに関する情報提供、こころの悩みについての相談先を掲載していきます。 ・自殺予防週間や自殺対策強化月間の時期にあわせ、庁舎窓口や各種イベントでパンフレットやグッズ配布を行い、自殺予防のための PRを行っていきます。	健康づくり 推進課 市民連携課 各庁舎 市民生活課	
<b>【こころの健康づくり事業・図書館展示】</b> <b>【図書館を活用した社会教育推進事業】</b> ・自殺予防週間（9月）にあわせて、いのちに関連するテーマの関連図書の展示、パンフレットやグッズ、相談先一覧の紹介を行っていきます。	健康づくり 推進課 図書館	
<b>【こころの健康づくり事業：メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」】</b> ・市ホームページや携帯電話、スマートフォンからアクセスし、自分や周りのこころの健康状態をチェックすることで、ストレス度や落ち込み度を気軽に確認できる環境整備と悩みに応じた相談窓口の周知を図っていきます。	健康づくり 推進課	

<p><b>【こころの健康づくり事業：いのちの大切さを考える標語】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標語を広く募集し、普及啓発用グッズ等に使用することで、こころの健康づくりや自殺対策に関する啓発と周知の機会を提供していきます。</li> </ul>	<p>健康づくり 推進課</p>	
--	----------------------	--

#### 【評価指標（目標値）】

評価項目	現状値 (平成29年度)	目標値
こころの講演会の開催回数	—	1回／年
こころの講演会アンケートで「理解できた」と答えた人の割合	—	70%以上
不安や悩みを相談できる相談窓口を知っている人の割合	男 33.5% 女 44.9% <small>(壮年期生活調査)</small>	60%以上
こころの体温計総アクセス数	11,096件	13,000件以上／年
広報誌・ホームページへの掲載回数、更新回数	広報誌掲載 1回／年 ホームページ更新 1回／年	広報誌掲載 2回以上／年 ホームページ更新 1回以上／年

#### (4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても「生きることの阻害要因」を減らす取り組みと「生きることの促進要因」を増やす取り組みが必要です。そのために、様々な分野において「生きることの促進要因」を支援していきます。

(妊娠婦・子育て世代・自殺未遂者・遺された人への支援含む)

【事業名】事業内容	担当課・団体	関連協力団体
<p><b>【健康相談・家庭訪問】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こころや体に関する健康づくりや介護予防、生活習慣に関しての相談や家庭訪問を実施し、支援を行っていきます。</li> </ul>	健康づくり推進課 地域包括支援センター 各庁舎市民生活課	
<p><b>【母子健康手帳交付時窓口面接】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子に関する制度説明、妊婦健診の受診勧奨、面接相談を通じて安全・安心な妊娠・出産・育児が出来るよう、支援を行っていきます。さらに、「たばこ」「アルコール」「メンタルヘルスケア」等のパンフレットを配布し、妊娠・出産・子育て支援と安心・安全な環境づくり、様々な不安の軽減を図っていきます。</li> </ul>	子育て支援課  各庁舎 市民生活課	

【ハローべビー教室】 ・夫婦が妊娠・出産・育児についての不安を解消するため知識を深めるとともに、身体的・心理的・環境面も含めた様々な変化を家族で共有することで、家庭を築けるきっかけづくりを支援していきます。	子育て支援課	
【産婦・新生児訪問】 ・安心して妊娠・出産できるように、妊産婦を対象に電話相談や訪問指導を実施していきます。	子育て支援課 各庁舎 市民生活課	
【未熟児訪問指導事業】 ・未熟児の家庭訪問を通して、子の健やかな成長を支援するとともに、親に対する支援を行っていきます。	子育て支援課 各庁舎 市民生活課	
【生後4ヶ月までの全戸訪問事業】 ・子育ての孤立化防止のため、様々な不安や悩みを聞き、アドバイスや子育て支援に関する地域の情報を提供するなどのサポートを行っていきます。	子育て支援課	
【離乳食・赤ちゃん相談事業】 ・乳児と保護者を対象に、離乳食の進め方や育児についての講話、栄養相談、育児相談、個別ブランシング指導、絵本の読み聞かせ及び希望者への身体計測などを行うことにより、育児不安や悩みの軽減を図り、自信を持って楽しく育児できるよう支援していきます。	子育て支援課 各庁舎 市民生活課	
【乳幼児発達支援事業】 ・発育・発達の遅れが疑われる児と家族に対し、乳幼児健診のフォローの一環として、遊びの教室を実施し、関係機関との連携による早期療育と就学に向けた助言や支援をしていきます。また、地域の子育て支援の場としてひよこ教室を実施し、支援が必要な親子に対しては、発達チャートを用いて個別支援を実施していきます。	子育て支援課 川内庁舎 市民生活課	むつ養護学校 市教育委員会 ぱれっと はまゆり すたあず
【ムチュ☆らんど（むつ市キッズパーク）運営事業】 ・子どもの健やかな育成を支援する屋内遊技場施設であるムチュ☆らんど（むつ市キッズパーク）を運営し、施設管理していきます。	子育て施設 経営課	
【地域子育て支援拠点事業】 ・乳幼児と保護者が相互交流を行う場所を開設し子育てに関する相談や情報提供、助言等の支援を行っていきます。	子ども家庭課	子育て支援 課
【放課後児童健全育成事業】 ・保護者の就労や疾病等のため、下校後家庭において適切な保護育成を受けられない小学校に通う児童の健全育成を図っていきます。	子ども家庭課	

【放課後子どもプラン「放課後子ども教室推進事業】	生涯学習課	
・全ての子ども達を対象として、安全で健やかな居場所づくりの推進を目的に放課後子ども教室を開催していきます。		
【公民館を活用した社会教育推進事業】	公民館	
・市民の最も身近な生涯学習施設として、学習活動の支援や豊かな地域づくり・人づくりのため、社会教育団体等の育成や公民館活動を推進していきます。		
【むつ市民大学事業】	公民館	
・市民の多種多様化する学習ニーズに応え、生きがいの創造を促進し「自ら学び 自ら運営する」ことを基本方針に、現代課題等の一般教養や専門的知識を学習する機会を提供していきます。		
【図書館を活用した社会教育推進事業】	図書館	
・図書館利用者のみならず、あらゆる年代の市民や市外の方々が、有意義な時間を過ごすことができる地域の交流の場を目指し、様々なイベントを開催していきます。		
【一般介護予防事業】	地域包括支援センター	
・主に65歳以上の一般高齢者を対象に、運動機能向上、認知症予防、栄養改善、口腔機能の向上等の介護予防の実践方法についての知識を提供し、生活習慣改善の取り組みを推進していきます。また、年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加できる介護予防活動の地域展開を目指して、介護予防に資する住民主体の介護予防活動の支援を行っていきます。 (いきいき百歳体操・茶話やかサロン・地域サロン等)		
【老人クラブ運営費補助事業】	高齢者福祉課	
・高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもって生活するために、単位老人クラブ及び連合会に対し運営事業費を補助していきます。		
【生きがい活動支援通所事業】	高齢者福祉課	
・高齢者の自立した生活の維持、社会的孤立感の解消、心身又は身体機能の維持向上を図るとともに、その家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的に、70歳以上のひとり暮らしの方等に対して、施設における日帰り入浴・食事等のサービスを提供していきます。		

【気づいてつなぐいのちの事業】（新規） ・地区全体の自殺リスクの低下を目的に、地区で自殺につながる様々な要因（閉じこもり・生活困窮・病苦等）を把握するため、保健協力員と協働で調査を行い、必要な事業へ繋げていきます。また、関わる側の人材も育成し、自殺対策に関する普及啓発を行っていきます。	川内庁舎 市民生活課 脇野沢庁舎 市民生活課	川内地区 保健協力員 脇野沢地区 保健協力員
【こころ育むいのちの授業】 ・市内の小・中学生を対象に思春期教室で自殺予防対策につながる「いのちの重さや大切さを感じ、考えられる」「自分や周囲の人を大切にする気持ちを育む」ことをねらいとし実施していきます。	各庁舎市民生活課  各学校	
【自死遺族のつどいの案内及び周知】 ・遺族等から相談があった際には、遺族等が集まりお互いの思いを語り合える場として、青森県精神保健福祉センターが実施している「自死遺族のつどい」を御案内します。また、ホームページを利用し、周知していきます。	健康づくり 推進課	青森県立精神保健福祉センター
【リーフレットの配布】 ・青森県精神保健福祉センターが作成している「大切な方を亡くされたあなたへ」のリーフレットを市民課や図書館、公民館、警察、病院等の窓口に配布し相談先の周知をしていきます。	健康づくり 推進課	青森県立精神保健福祉センター
【各関係機関との連携】 ・救急医療機関や警察、消防、保健所等と連携をとり、自殺未遂者に対してのリスクを軽減していきます。	健康づくり 推進課  むつ保健所	むつ総合病院、警察署、消防署

#### 【評価指標（目標値）】

評価項目	現状値 (平成29年度)	目標値
生後4ヶ月までの全戸訪問事業	100%	100%
公民館・図書館利用者数	164, 385人	181, 000人
各団体・各サークル利用者数（公民館・図書館）	30, 164人	31, 015人
一般介護予防事業	18カ所	28カ所

## (5) 児童・生徒の SOS の出し方に関する教育

若年者が命の大切さを実感できる教育のみならず、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育(SOSの出し方に関する教育)を推進します。

また、若年者に関わる教職員等に対して SOS の出し方を教えるだけではなく、子どもが出した SOS について、周囲の大人が気づく感度を高め、どのように受け止めるかなどについて知識や技術の普及啓発を実施します。

【事業名】事業内容	担当課・団体	関連協力団体
【学校教育関係者に対するゲートキーパー養成講座】(再掲) ・児童生徒が発信する SOS のサインに気づき、信頼関係をもちながら相談支援機関につなぐ役割ができる人材を養成していきます。	健康づくり 推進課	学校教育課 生涯学習課 子ども家庭 課
【教育相談】 ・教育相談員による不登校などの児童生徒や保護者、関係する教職員に対して相談を行っていきます。	学校教育課	
【各種研修講座関係事業】 ・むつ市教育研修センターの教職員研修として、各小中学校の教員を対象に実施していきます。	学校教育課	
【生徒指導推進事業】 ・児童生徒に対し、生徒指導検査「アセス」を実施・分析するなどして、児童・生徒の理解に努めます。むつ市いじめ防止基本方針に基づく対策について、実施状況を定期的に点検及び評価し、その結果を公表します。「いじめ問題対策委員会」を開催し、いじめ防止対策について見直しを行っていきます。	学校教育課	P T A 児童相談所 警察 人権擁護委員 教育関係者 保健医療関係者
【いじめ防止宣言フォーラム】 ・地域社会全体で児童生徒を守り育てる視点から、学校や保護者、地域の関係者とともに、9中学校ブロックごとに毎年1回の持ち回りで、いじめに関する話し合いや具体的な取り組みを実施していきます。	学校教育課	PTA

### 【評価指標（目標値）】

評価項目	現状値 (平成29年度)	目標値
SOS の出し方教育に係る研修講座	—	1回／年
いじめの解消状況（解消率）	100%	100%

### 3 3つの重点施策

#### (1) 高齢者対策

高齢者は健康問題や家族問題など自殺につながる多くの問題を抱えやすいことから、認知症対策や独居高齢者、介護家族の支援者の対策を重点的に行いながら、高齢者が住み慣れた地域で活躍しながら暮らし続けられるための仕組みづくりを行っていきます。

- ① 居場所づくりや生活支援の充実
- ② 包括的な支援のための連携の推進
- ③ 相談支援体制の強化及び支援

【事業名】事業内容	担当課・団体	関連協力団体
<b>【健康相談・健康教育】(再掲)</b> ・こころや体に関する健康づくりや介護予防、生活習慣に関しての相談や家庭訪問、健康教育を実施していきます。	健康づくり推進課 地域包括支援センター 各庁舎市民生活課	
<b>【健康マイレージ事業】</b> ・生活習慣病予防と健康づくりの意識の向上のため健康プランのチャレンジ達成者に対し、インセンティブを活用した健康づくりを行っていきます。	健康づくり推進課	
<b>【老人クラブ運営費補助事業】(再掲)</b> ・高齢者が地域で生きがいをもって生活するために単位老人クラブ及び連合会に対し運営費を補助していきます。	高齢者福祉課	
<b>【介護家族支援事業】</b> ・認知症の方及びその家族を暖かく見守る事業所、施設又は店舗を認知症サポート事業所として認定し、認知症の方が安心して暮らせる地域づくりを推進していきます。	地域包括支援センター	
<b>【一般介護予防事業】(再掲)</b> ・一般高齢者を対象に介護予防の実践方法について知識を提供し生活習慣改善への取り組みを推進していきます。また、誰でも一緒に参加できる住民主体の介護予防活動を開いていきます。 (いきいき百歳体操・茶話やかサロン・地域サロン等)	地域包括支援センター	
<b>【認知症総合支援事業】</b> ・「認知症初期集中支援チーム」の配置及び相談業務等を行う認知症地域支援員を配置し医療・介護等の連携強化等による地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図っていきます。	地域包括支援センター	

【緊急通報体制整備事業】 ・65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯で疾病等により必要と認められた方を対象に、緊急通報装置を貸与し、急病等の緊急時に迅速に対応できるよう体制を整備していきます。	高齢者福祉課	
【食の自立支援サービス事業】 ・調理が困難な65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみで構成される世帯で調査の結果、配食が必要とされる方に対し配食サービスを行っていきます。	高齢者福祉課	
【生きがい活動支援通所事業】(再掲) ・高齢者の自立した生活の維持、社会的孤立感の解消、家族の身体的・精神的負担の軽減等を目的に、70歳以上のひとり暮らしの方等に対して、施設における日帰り入浴・食事等のサービスを行っていきます。	高齢者福祉課	
【地域包括支援センター運営事業】 ・高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう支援するため、高齢者のための総合相談窓口を運営していきます。	地域包括支援センター	
【市民相談事業】 ・暮らしについての相談や法律相談等を行っていきます。	市民連携課	
【地域ケア会議推進事業】(再掲) ・地域包括ケアシステム構築のツールのひとつである地域ケア会議を開催し、個別課題を解決するためのネットワークを形成し地域づくり・資源開発へとつなげていきます。	地域包括支援センター	
【在宅医療・介護連携推進事業】 ・地域における医療・介護の関係機関が連携して包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供できるような体制づくりを構築していきます。	地域包括支援センター	
【災害時要援護者支援事業】 ・災害時に単独で避難することが困難な要援護者の避難支援体制を整えていきます。	高齢者福祉課	
【認知症サポーター等養成講座】(再掲) ・認知症高齢者及び家族を地域で見守り支えていくため、疾患や対応方法について地域住民が理解し、また「気づき役」となってもらえるよう育成していきます。	地域包括支援センター	
【高齢者職業能力開発事業】 ・高齢者の能力を活かした就労機会の確保するために、シルバー人材センターの運営費を補助していきます。	産業雇用政策課	

【茶話やかサロン開催事業】 ・各地域の公共施設等においてひとり暮らし高齢者や地域住民が集うサロンを開催し、高齢者の孤立感の防止及び地域住民による見守り活動の普及を図っていきます。	むつ市社会福祉協議会	町内会 民生委員他
【生活支援体制整備事業】 ・地域における高齢者の生活支援ニーズに対する社会資源の調査や多様な主体が参画し相互に支え合う体制の構築のため、生活支援コーディネーターの配置及び協議体を設置し、福祉のまちづくりを進めていきます。	むつ市社会福祉協議会	民生委員 老人クラブ 婦人会 商工会議所 シルバー人材センター 他

#### 【評価指標（目標値）】

評価項目	現状値 (平成29年度)	目標値
一般介護予防事業	18カ所	28カ所
在宅医療・介護連携推進事業	1回	2回

#### （2）生活困窮者対策

様々な課題を抱えている生活困窮者は、経済的困窮に加えて社会から孤立しやすいという傾向にあります。生活困窮状態もしくは生活困窮の可能性のある者が自殺に至らないよう生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動し、効果的な対策を進めていきます。

##### ① 相談・支援体制の強化

【事業名】事業内容	担当課・団体	関連協力団体
【生活保護相談】 ・高齢や病気等によって生活が困窮し、生活していくための方法が他にない場合、その困窮の程度に応じて保護を実施し、自立に向けた援助を行っていきます。	生活福祉課	
【生活困窮者自立相談支援事業】 ・生活困難な課題を抱えている方からの相談に応じ、必要な支援と個々にあったサービスの提供につなげていきます。 ・関係機関への同行訪問や就労支援員による就労支援等を行っていきます。	生活福祉課	
【住宅確保給付金】 ・離職等により住居を失った方、又は失う恐れがある方へ就労活動を条件に、一定期間家賃相当額を支給し就労に向けた支援を行っていきます。	生活福祉課	

【低所得者利用者負担対策】 ・介護保険サービスを行う社会福祉法人等がその社会的な役割の一環として利用者負担を軽減していきます。	高齢者福祉課	
【要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業】 ・経済的な理由により就学困難な児童生徒に対し、就学に必要な費用の一部を援助していきます。	教育委員会	
【納税等に関すること】 ・保険料や市税、保育所入所料の減免及び下水道料金、住宅使用料の納付に関する相談を行っていきます。	国保年金課 税務課 子ども家庭課 下水道課 まちづくり推進課	
【市民相談事業】（再掲） ・町内会長と市長との懇談会や法律相談等を行っていきます。	市民連携課	
【消費生活センター運営事業】 ・多重債務者を対象に、当番弁護士、司法書士へつなぐ体制を構築し、多重債務者の早期生活再建を図ります。また、悪質商法や還付金サギなど契約に関するトラブルの解決に向け、助言やあっせんを行っていきます。	産業雇用政策課	
【心配ごと相談事業】 ・広く市民の日常生活上の心配ごとに適切な助言を行うため、毎週月曜日10時～15時まで相談員を配置し対応していきます。	むつ市社会福祉協議会	民生委員他
【助け合い資金貸付事業】 ・銀行等からの借入が困難な低所得世帯が緊急を要する生活費に困った場合、一時的に少額の貸付を行っていきます。	むつ市社会福祉協議会	民生委員
【社会貢献活動事業（青森しあわせネットワーク）】 ・県内の社会福祉法人が連携し、緊急性があり、かつ既存の制度等による支援が受けられない生活困窮状態にある方に対し現物の給付等を行い、一定の生活維持を図っていきます。	むつ市社会福祉協議会	青森県内社会福祉法人
【生活福祉資金貸付事業（青森県社会福祉協議会）】 ・低所得世帯・身体障害者世帯等が生活上の資金繰りに窮し、他からの借入が困難な場合において、必要な貸付を行っていきます。	むつ市社会福祉協議会	民生委員

【評価指標（目標値）】

評価項目	現状値 (平成29年度)	目標値
生活困窮者自立相談支援事業の窓口を知っている人の割合	—	70%以上

(3) 勤務・経営対策（事業所・労働者）

働き盛りの男性は、心理的・社会的にも負担を抱えやすく、社会的役割の重さや過労、病気、親の介護、失業等により心身の健康を損ないやすいと言われています。

ワーク・ライフ・バランスの考えのもと、健康で働き続けられる環境整備を行い、勤務問題及び失業等に関する自殺リスクを減少させるため、企業や事業所等と連携しながら地域・職域での周知や啓発を行い、メンタルヘルス対策を推進していきます。

① 普及・啓発の強化

② 相談支援体制の強化

【事業名】事業内容	担当課・団体	関連協力団体
【すこやかサポート事業所認定事業】 ・認定された事業所へ自殺予防に関する情報の普及・啓発を行っていきます。	健康づくり 推進課	すこやかサポート事業所
【健やか隊員育成事業】 ・育成された健やか隊員に対し、自殺予防に関する情報の普及・啓発を行っていきます。	健康づくり 推進課	健やか隊員所属事業所
【こころの健康づくり事業：メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」】（再掲） ・市ホームページや携帯電話、スマートフォンからアクセスし、自分や周りのこころの健康状態をチェックすることで、ストレス度や落ち込み度を気軽に確認できる環境整備と悩みに応じた相談窓口の周知を図っていきます。	健康づくり 推進課	
【事業所健康教育】（再掲） ・要望のあった市内の事業所へ健康教育を実施していきます。	健康づくり 推進課	むつ下北地域産業保健センター すこやかサポート事業所
【健康マイレージ事業】（再掲） ・生活習慣病予防と健康づくりの意識の向上のため健康プランのチャレンジ達成者に対し、インセンティブを活用した健康づくりを行っていきます。	健康づくり 推進課	すこやかサポート事業所 健やか隊員所属事業所

【市民相談事業】(再掲) ・町内会長と市長との懇談会や法律相談等を行っていきます。	市民連携課	
--	-------	--

【評価指標（目標値）】

評価項目	現状値 (平成29年度)	目標値
不安や悩みを相談できる相談窓口を知っている人の割合 (再掲)	—	60%以上
健やかサポート事業所認定数（累計）	28事業所 (平成29年度まで)	65事業所
職域への健康教育件数	27事業所	40事業所

## 第4章 生きる支援関連施策

自殺対策とは「生きることの包括的支援」です。この観点をもとに、庁内の既存の事業を活用し計画を策定していくため、庁内の全事業の棚卸しを行い「生きる支援」に関する事業を把握しました。

また、これらの事業については、自殺対策の視点から事業の捉え方をふまえて掲載しています。

生きる支援関連施策として庁内の取り組みは、105事業となっております。この事業については、関連各課等から了承を得て掲載しております。

さらに、この105事業の他に数多くの業務がありますが、あらゆる機会を捉え、住民に対する啓発と周知を行っていくよう、努めていきます。

## 生きる支援関連施策一覧

### 『政策メニュー』 5つの「基本施策」

- ①地域におけるネットワークの強化
- ②自殺対策を支える人材の育成
- ③市民への啓発と周知
- ④生きることの促進要因への支援
- ⑤児童生徒のSOSの出し方に関する教育

- ⑥高齢者の自殺対策の推進（高齢者対策）
- ⑦生活困窮者支援と自殺対策の連動
- ⑧勤務問題に関わる自殺者への対策の推進

1. 担当部署	2. 担当課	3. 事業名	4. 事業内容	5. 自殺対策の視点を加えた事業案	6. 政策メニュー
1 企画政策部	企画調整課	国際交流事業	<p>▼市の国際交流事業推進のため、国際交流推進員の活動により、市民への国際理解啓発活動を行うとともに、地域の国際化を推進する。また、平成32年度からの次期学習指導要領による英語教科化を見据え、平成28年度から国際交流推進員が市内の幼稚園・保育園に訪問しての「幼児向け英語推進プログラム（英語で遊ぼうムチュリンガル教室）」を開始している。なお、平成29年度に国際交流推進員が一人退職したため、JETプログラムによる国際交流員を平成30年7月より新たに一人充当する。</p> <p>▼民間レベルでの国際交流活動の推進とともに、総務省が提示している「地域における多文化共生推進プランについて」（平成18年3月27日付け総行国第79号総務省自治行政局国際室長通知）を踏まえ、地域の在住外国人と地域住民との多文化共生を推進する。</p> <p>▼米国ワシントン州ポート・エンジェルス市との姉妹都市交流を促進する。</p>	<p>▼国際交流で地域の外国人とのつながりを持ち、外国人目線・考え方から自殺予防の啓発に努めてもらえばリスク軽減につながる可能性があると思われる。</p> <p>▼ゲートキーパー養成講座を受講して理解を深めてもらうことにより、フリートークやイベント等で一般市民と接する際、他機関につなぐ等の支援の接点となる。</p>	(1) (2)
2 企画政策部	企画調整課	地域公共交通確保維持改善事業費等補助金	▼国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱及び青森県地域間幹線系統確保維持費補助金交付要綱に基づき、国、県、市町村が乗合バス事業者に対して、輸送人員減少のため継続が困難になっている地域間幹線系統の運航補助の一部を補助することにより、路線バス事業の維持と地域住民の交通手段を確保する。	▼事業者の協力をいただければ相談機関の窓口一覧情報をバス車内に掲示することにより、周知の機会とすることができる。	(3)
3 企画政策部	企画調整課	廃止路線代替バス運行対策事業	▼路線バスが廃止された後に、廃止路線代替バス等を運行している交通事業者に対し補助金を交付することにより、路線を維持するとともに地域住民の生活の足を確保する。	▼バス車内及びバス停等で、自殺予防に係るポスター等を掲示する。	(3)
4 企画政策部	企画調整課	デマンド型乗合タクシー運行事業	▼下北交通㈱「葉研・小目名線」の廃止に伴い、当該地域において、「デマンド型乗合タクシー」を運行する。	▼タクシー車内及びタクシーストップ等で、自殺予防に係るポスター等を掲示する。	(3)
5 企画政策部	企画調整課	むつ市離島航路運航維持事業費補助金	▼当該航路は、脇野沢地区の生活航路として必要であるとともに、防災航路としての役割も担うことから、運航に係る欠損金を事業者に補助することにより、航路の存続と地区住民の生活の安心を確保する。	▼事業者の協力をいただければ相談機関の窓口一覧情報をバス車内に掲示することにより、周知の機会とすることができる。	(3)
6 企画政策部	企画調整課	総合戦略推進事業【総合戦略】	▼まち・ひと・しごと創生に向け、地域社会の維持・発展につながる施策を総合的かつ計画的に展開するため、地方創生関連交付金の活用はもとより、産学官労連による効果的な施策の展開を図る。また、総合経営計画との一体的なPDCAサイクルの運用により、効果的な事業実施を図る。	▼効果検証において「むつ市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」における審議事項に自殺対策の取組等を加えることで、自殺対策の進捗の管理把握は可能であるが、個別の計画で進捗管理及び事業促進を実施する方が即効性があると思われる。	(4)
7 企画政策部	企画調整課	総合経営計画推進事業	▼少子高齢化・人口減少の進行などの社会情勢の変化や行政ニーズの多様化・複雑化に対応し、将来にわたって持続的に発展していくため、平成29年3月15日、「むつ市総合経営計画」を策定した。本計画に基づき、今後のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、公募による市民や様々な分野の関係者などで構成される「むつ市総合開発審議会」を活用したPDCAサイクルにより、効果的な事業実施を図る。	▼効果検証において「むつ市総合開発審議会」における審議事項に自殺対策の取組等を加えることで、自殺対策の進捗の管理把握は可能であるが、個別の計画で進捗管理及び事業促進を実施する方が即効性があると思われる。	(4)
8 企画政策部	企画調整課	過疎地域自立促進基金費	▼過疎対策事業債は、元利償還金の70%を普通交付税で措置される大変有利な起債であり、今後においては施設解体等に多額の経費を要することから、ソフト事業に係る過疎対策事業債の発行上限額に対して実発行額が下回った場合、その差額分を基金に積み立て、事業年度間の財源調整を可能とする。	▼過疎対策を講じることにより、ソフト面、ハード面において生活基盤が充実し、生活環境面における負担軽減につながり、自殺のリスク軽減になる可能性があると思われる。	(4)
9 企画政策部	企画調整課	「下北地域公共交通網形成計画」事業	<p>▼下北地域公共交通網形成計画は、圏域が目指す将来像を実現するために将来的にも住民の生活を支える、「持続可能な公共交通体系」の構築に向けた圏域公共交通のマスタープランとなるものである。</p> <p>▼下北圏域定住自立圏共生ビジョンや下北圏域を構成する各市町村における取り組みや、まちづくり、観光、商業などの他分野とも連携・整合を図りながら、まちづくりなどと連携しつつ、圏域が抱える公共交通の問題・課題に対して、取り組みを進める。</p>	▼利用しやすい交通体系を検討し、交通弱者となり得る高齢者にお出かけの機会を創出することによる生きがいの創出。	(6)
10 企画政策部	企画調整課	下北定住自立圏推進事業【総合戦略】	▼地方においては、大幅な人口減少と急速に少子化・高齢化が進行しており、このことは下北圏域においても例外ではない。少子高齢化に加え、市町村の厳しい財政状況を踏まえれば、全ての市町村で生活機能を整備することが難しい状況にあり、安心して暮らせる地域を形成するため、人口流出を食い止め、地方圏への人の流れを創出することが求められている。そのような中、下北圏域においては、平成27年に「定住自立圏共生ビジョン」を策定し、定住自立圏の取組みを推進している。また、下北圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会を活用したPDCAサイクルを運用し、効果的な事業実施を図る。	▼共生ビジョンの中で、自殺対策についても言及することにより、地域社会づくりとして自殺対策を進めることでの基盤の整備強化を図りやすくなる。	(1)
11 企画政策部	企画調整課	<まち・ひと・いるか>イルカと人との共生によるふれあいビーチinむつわん【総合戦略】	▼イルカと人との共生による研究教育拠点づくりを目指し、イルカによる体験型観光に向けた取組等を進めるため、NPO法人、浅虫水族館、大学等研究拠点、漁協、観光団体など多様な関係者が参画する「むつわんイルカふれあい協議会」に対し負担金を拠出する。	▼今後の方針として、イルカを含めた下北半島の自然を活かしたセラピー、療養の里づくりへの展開を検討していることから、実現すれば、自殺対策と関連させられる可能性がある。	(4)
12 企画政策部	ジオパーク推進課	下北ジオパークによる観光地域づくり（しかもきたDMO）推進事業（下北GP推進事業）【総合戦略】	<p>▼ジオパーク活動は地域住民や関係団体が自ら考え、行動するボトムアップ型の推進体制のもと、地球科学的な自然遺産、さらには各種自然・文化遺産を保全するとともにその価値を学び、それらを活用した教育、経済活動により持続的な地域開発を目指すものである。</p> <p>▼下北5市町村と関係団体などで構成する「下北ジオパーク推進協議会」を中心となって進めてきた活動の成果により、平成28年9月9日に「下北ジオパーク」が誕生したことから、今後、更なる活動の活性化が求められている。</p>	▼ジオパークの活動は郷土のほこりとして根付いてほしい活動。その人にとって「生きがい」「活動できる場」として使ってほしい。	(4)
13 企画政策部	市民連携課	コミュニティ助成事業	▼コミュニティ組織（自治会、町内会等）が活動するための備品や集会施設の整備を行うことで、地域におけるコミュニティ活動を推進し、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上を図る。	▼近年、ライフスタイルの多様化、個々の価値観の変化等により、地域内の人間関係が希薄化している中、市民にとって最も身近な自治組織である町内会等の活動を支援することで、地域コミュニティを維持し、普段から顔の見える御近所付き合いをすることができるようになる。これにより、悩み事を相談しあえる人間関係の構築が可能となり、自殺対策に寄与することができる。	(1)
14 企画政策部	市民連携課	ご近所知恵だし会議プロモーション事業	▼地域の問題について、地域住民自らが考え、取り組む気運を醸成するため、町内会等の地縁団体を主体にワークショップを開催する。	▼自殺対策を地域の課題、「ジブンゴト」と捉え、自分たちに何ができるかを主体的に考えることで、気運が高まるとともに、地域における人間関係の構築、自殺対策への寄与につながる。	(1)
15 企画政策部	市民連携課	コミュニティデザイン出張授業事業	▼東北芸術工科大学のコミュニティデザイン出張授業を活用し、市内高校生を対象としたワークショップを実施する。参加する高校生のまちづくりに対する意識を高め、将来地元に戻り地域で活躍する人材となつてもらうための第一歩として位置づけ、本事業での学びを、引き続き「市民政策提案制度高校生特別コース」での企画立案や実際の事業の実施に繋げていく。	▼まちづくりを考える中で、『市民が生きがいを持ってよりよく生きる』ための施策について検討することにより、自殺対策の視点を持った人材の育成につながる可能性がある。	(2)
16 企画政策部	市民連携課	創業×女性×移住による挑戦の地「むつ」創生事業（FAAVOしもきた運営事業）【総合戦略】	▼株式会社CAMPFIRE（キャンプファイヤー）提供の地域振興・地域活性化に特化したクラウドファンディング「FAAVO×CAMPFIRE（ファーポバイキャンプファイヤー）」を下北5市町村で構成する連絡協議会が「エリアオーナー」となって「FAAVOしもきた」として運営する。	▼クラウドファンディングにチャレンジする案件の掘り起こしの際に、『いのち』に関する事業をピックアップすることにより、市民主体の活動の中で自殺対策の啓発を図ることができる。	(3)

## 生きる支援関連施策一覧

### 『政策メニュー』

#### 5つの「基本施策」

- ①地域におけるネットワークの強化
- ②自殺対策を支える人材の育成
- ③市民への啓発と周知
- ④生きることの促進要因への支援
- ⑤児童生徒のSOSの出し方に関する教育

- ⑥高齢者の自殺対策の推進（高齢者対策）
- ⑦生活困窮者支援と自殺対策の連動
- ⑧勤務問題に関わる自殺者への対策の推進

1. 担当部署	2. 担当課	3. 事業名	4. 事業内容	5. 自殺対策の視点を加えた事業案	6. 政策メニュー
17 企画政策部	市民連携課	次代を担うプラチナ人財育成プロジェクト（むつサテライトキャンパス事業）【総合戦略】	▼高等教育機会の充実、滞在型学習の支援及び大学と連携した事業実施の拠点とするため、むつ市、弘前大学及び青森中央学院大学の三者共同で設置したむつサテライトキャンパスを運営し、人財育成に取り組むとともに、市民と大学生との交流を促進する。	▼公開講座で『いのち』に関するテーマを取り上げることにより、自殺対策の啓発を図ることができる。	(3)
18 企画政策部	市民連携課	まさかり高校Smile Project補助事業	▼平成27年度実施の高校生元気ふるさとアイデア選挙において最優秀賞を受賞したアイデア「市内高校3校合同文化祭」の実施に係る経費。	▼高校生による澆漬としたPRの中で、『いのちの大切さ』に触れることにより、啓発につながる。	(3)
19 企画政策部	市民連携課	希望のまちづくり補助金事業（クラウドファンディング活用型）	▼まちづくり活動に対して、クラウドファンディング FA A V O b y C A M P F I R E しもきたを活用した資金調達を促し、その際の「手数料」を助成金として支援する「むつ市クラウドファンディング活用型まちづくり補助金」にシフトし、より多くの団体が年間を通じて支援を受けられるとともに、クラウドファンディングという方法による団体自らの力で行う資金調達を行政がサポートするという、より進歩した市民協働のシステムを構築する。	▼クラウドファンディングにチャレンジする案件の掘り起こしの際に、『いのち』に関する事業をピックアップすることにより、市民主体の活動の中で自殺対策の啓発を図ることができる。	(3)
20 企画政策部	市民連携課	広報紙発行事業	▼市民福祉の向上に必要な行政情報を周知するとともに、行政と市民との協働と市政への市民参画を実現を図るため、広報むつを発行し配布する。	▼市民が地域の情報を知る上で最も身近な情報媒体であり、自殺対策の啓発として、各種事業・支援策等に関する情報を直接市民に提供することができる。	(3)
21 企画政策部	市民連携課	むつ市ホームページシステム保守業務委託事業	▼市公式ホームページによる市民に対する迅速かつ正確な情報提供のため、職員の作成支援と閲覧者の利便性の向上を目的にCMS（コンテンツマネジメントシステム）を運用する。	▼市民が地域の情報を知る上で最も身近な情報媒体であり、自殺対策の啓発として、各種事業・支援策等に関する情報を直接市民に提供することができる。	(3)
22 企画政策部	市民連携課	エフエムむつ放送業務委託事業	▼市民福祉の向上のため、FMアジュール放送を通じて、市からの行政情報等を広報する。	▼市民が地域の情報を知る上で最も身近な情報媒体であり、自殺対策の啓発として、各種事業・支援策等に関する情報を直接市民に提供することができる。	(3)
23 企画政策部	市民連携課	男女共同参画推進事業	▼男女共同参画社会の実現を目指し、市民の意識改革やそれに伴う具体的な行動を促すような啓発活動を行うとともに、むつ市男女共同参画推進委員会の運営により、男女共同参画基本計画や啓発方法等について調査・審議する。	▼関連事業の中で、自殺対策についての情報を取り上げたりすることで、市民に対しての啓発につながる。	(3)
24 企画政策部	市民連携課	脇野沢温泉運営事業	▼「集落支援員」を配置し、温泉の稼働及びコミュニティスペースを活用した各種事業を湯好会と共に企画・実施する。	▼地域住民が集う施設において、チラシやパンフレットの配布等を行うことで周知、啓発を図るとともに、地域コミュニティ活動の拠点施設として、人間関係の構築、生きがいづくりにつながる事業を展開することで自殺対策に寄与することができる。	(4)
25 企画政策部	市民連携課	女性活躍推進企業認定事業	▼女性活躍推進企業認定制度を創設し、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの実現に向けて積極的に取り組む企業・事業所を認定する。	▼女性活躍やワーク・ライフ・バランスの実現を図る中で、過重労働の防止、従業員の心と体の健康管理といった視点を重点的に取り入れることで、自殺対策に寄与する。	(8)
26 企画政策部	エネルギー戦略課	原子力広報調査対策事業	▼「使用済燃料中間貯蔵施設」及び周辺に建設及び計画されている原子力発電施設について、広報・調査等交付金を活用し、施設見学会や職員研修などの広報活動等を実施することで、市民の原子力発電に関する知識の普及を図る。	▼福島の原発事故以降、「原発いじめ」が児童生徒の自殺リスクを高める要因のひとつとなっている。原子力発電に関する知識の普及を行うことで「原発いじめ」の原因のひとつである「原子力や放射線への知識不足」を解決することに繋がる。	(3)
27 経済部	産業雇用政策課	むつ商工会議所補助金	▼商工業者の振興と地域の活性化の推進、社会一般の福祉の増進に資するため、同所が行う各種事業に対し、予算の範囲内で補助を行う。	▼経営指導を行う職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで自殺リスクのある事業者の早期発見・対応が見込まれる。	(1) (2)
28 経済部	産業雇用政策課	むつ市商工会補助金	▼商工業者の振興と地域の活性化の推進、社会一般の福祉の増進に資するため、川内町商工会及び大畠町商工会が行う各種事業に対し補助する。	▼経営指導を行う職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで自殺リスクのある事業者の早期発見・対応が見込まれる。	(1) (2)
29 経済部	産業雇用政策課	起業家ワンストップ支援事業【総合戦略】	▼創業及び創業後の事業継続を支援するため、創業融資利子補給を実施する。	▼創業時に必要となる資金に係る利子を軽減することで、創業者の事業継続における不安やストレスを緩和することができ包括的支援（自殺対策）ともなり得る。	(3) (8)
30 経済部	産業雇用政策課	創業×女性×移住による挑戦の地「むつ」創生事業（商店街活性化・まちゼミ）【総合戦略】	▼商店街の衰退が激しい中、「商店街活性化の3種の神器（まちゼミ・100円商店街・街バル）」と呼ばれる事業を展開することで商業の活性化を支援する。	▼まちゼミ参加店主にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、まちゼミ講座内で自殺のリスクとなりかねない問題等を抱えた受講生がいた場合、適切な機関につなぐ等、気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	(2) (3)
31 経済部	産業雇用政策課	「むつ市のうまい三本の矢」による地域ブランド化推進事業（アグリビジネス事業）【総合戦略】	▼市経済の基幹をなす農林水産業の持続的発展に向け、商品開発や販路開拓、6次産業化へつなげるため、クラウドファンディングの活用促進を図る。	▼業種柄、収入の変動による問題により自殺リスクを抱える方もいる可能性がある。資料等を配布し情報提供することで啓発や周知を行える。	(3)
32 経済部	産業雇用政策課	むつ市わきのさわ・かさまいまつり開催事業	▼農林水産・商工・観光等の地域の産業を一堂に会し、その現状について来場者に対して認識を深めさせ、収穫に感謝し、生産意欲と技術の高揚による一層の産業振興を図る。	▼自殺対策に関連するブースの展示、資料の配布等により、住民への啓発の機会となり得る。	(3)
33 経済部	産業雇用政策課	企業誘致推進事業【総合戦略】	▼企業誘致支援サービス事業を活用し、県協議会等と連携を図りながら、新たな企業を誘致するとともに、既存誘致企業に対する優遇制度を実施し、フォローアップを実施する。	▼企業誘致により多様な雇用の場を確保することは、就労を希望する求職者や失業者の自立支援につながり、生きることの包括支援になり得る。	(4)
34 経済部	産業雇用政策課	青森県多重債務者等経済生活再生事業特別支援制度預託金	▼市民に対するセーフティーネット貸し付けの充実強化を図り、市民の生活安定及び福祉の向上を図る。	▼多重債務等を抱え、生活困窮となった市民への貸付制度等を強化することで生活困窮となった市民の自殺リスクの軽減が図れる。	(7)
35 経済部	産業雇用政策課	労働者支援事業	▼むつ下北地区における雇用情勢の提供・労働力の確保・雇用の促進・定着率の向上などの諸問題について関係機関や地元企業などと総合的に情報交換および協議を行う「むつ下北地区雇用対策協議会」へ参画する。	▼雇用、就労に関する諸問題について情報交換することにより改善を図り、労働者が安心して就労できる環境をつくることで自殺へのリスクが軽減される。	(1) (8)
36 経済部	産業雇用政策課	新規高卒者市内定着支援事業【総合戦略】	▼人手不足が顕在化している市内企業の人材確保を目的に、市内及び管内の高等学校を対象とした市内企業の視察会を実施することにより、若者の地元定着を推進する。	▼新規高卒等の若年者の就労人材の確保と定着は企業の安定経営につながり、事業主、労働者ともに自殺リスクの軽減となり得る。	(4) (8)
37 経済部	産業雇用政策課	Uターン就職等推進事業【総合戦略】	▼人手不足が顕在化している市内企業の人材確保を目的に、首都圏等に在住する大学生等や転職希望者のU.I.Jターン就職の推進や外国人技能実習制度の活用を促進する。	▼U.I.Jターン就職者や外国人労働者等の人材確保により安定経営につながり、事業主、労働者ともに自殺リスクの軽減となり得る。	(4) (8)
38 経済部	産業雇用政策課	商工振興対策事業費	▼事業者の経営革新に寄与するため、市内事業者が必要な補助金情報提供を受けるために支援活動を行っている関係機関に対し、活動原資となる負担金や助成金を支出する。	▼企業の経営を支援する各機関へ助成金・負担金を支出することで、自殺リスクの高い企業者の発見・早期対応を支援する。 ▼たばこ販売協同組合への負担金支出を通じて、市民に喫煙のルールを啓発し、がん患者や発病による自殺リスクの軽減が見込める。	(8)
39 経済部	産業雇用政策課	中小企業経営安定化支援事業	▼市内中小企業の活性化と経営安定に資するため、運転資金及び設備資金に係る特別補償融資制度を設け、県内4金融機関に対して原資預託及び融資を受けた事業者への信用保証料補給事業を行う。	▼融資の申請を通じて市内企業の経営状況を把握し、経営難等により自殺の危険性が高い経営者、従業員の情報を把握し、適切な支援を促すことができる。	(8)
40 経済部	シティモーション推進課	むつ市のうまい！ステップアップ事業	▼地産地消の啓蒙を図るほか、海外販路開拓や新商品開発に取り組む事業者を支援する。	▼地域経済の振興を図る事業を実施することで、地域の所得水準の向上が見込まれる。ひいては生産者の意欲向上に繋がり、自殺のリスクを未然に防ぐことができる。	(8)
41 経済部	シティモーション推進課	ふるさと納税関連費	▼各種事業遂行に要する財源を確保するとともに、ふるさと納税を活用したむつ市特産品の全国的普及を図ることで、販売額の向上を推進し生産者の所得を引き上げ、生産現場の活性化に寄与する。	▼地域経済の振興を図る事業を実施することで、地域の所得水準の向上が見込まれる。ひいては生産者の意欲向上に繋がり、自殺のリスクを未然に防ぐことができる。	(8)

## 生きる支援関連施策一覧

### 『政策メニュー』

#### 5つの「基本施策」

- ①地域におけるネットワークの強化
- ②自殺対策を支える人材の育成
- ③市民への啓発と周知
- ④生きることの促進要因への支援
- ⑤児童生徒のSOSの出し方に関する教育

- 3つの「重点施策」
- ⑥高齢者の自殺対策の推進（高齢者対策）
- ⑦生活困窮者支援と自殺対策の連動
- ⑧勤務問題に関わる自殺者への対策の推進

1. 担当部署	2. 担当課	3. 事業名	4. 事業内容	5. 自殺対策の視点を加えた事業案	6. 政策メニュー
42 経済部	シティ モーション推進課	「むつ市のうまいは日本一！」推進プロジェクト事業【総合戦略】	▼地域の特産品を市内外に積極的にPRすることにより、第一次産業の活性化と地域経済の発展を促進する。	▼地域経済の振興を図る事業を実施することで、地域の所得水準の向上が見込まれる。ひいては生産者の意欲向上に繋がり、自殺のリスクを未然に防ぐことができる。	(8)
43 経済部	農林畜産振興課	鳥獣害総合対策事業【総合戦略】	▼ニホンザルの保護と食害防止のため、むつ市全域に鳥獣被害対策実施隊を配置し、遊動域の早期発見、モンキードッグを活用した追い上げと生態調査の実施、第3次特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲を実施し、生息数の減少に努め、農作物・人的被害を防ぐ。	▼高齢者が生きがいのために作付けしている農作物がサルによる食害にあうことにより、生きがいを失うことには繋がる要因の一つとなり得ることから、それを防止するための鳥獣被害対策実施隊員増員事業。	(4) (6)
44 健康づくり推進部	健康づくり推進課	むつ市自殺対策計画策定事業	▼誰もが自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、自殺対策計画を策定する。	▼様々な関係機関と連携を図り、自殺対策を策定することで、自殺対策が推進される。また、住民への周知、啓発の機会となる。	(1)
45 健康づくり推進部	健康づくり推進課	むつ市食生活改善推進員の育成【総合戦略】	▼正しい食生活を通じて健康づくりを広めるボランティア団体として活動を支援するとともに隔年で養成講座を開催し、会員の育成、増員を図る。	▼ゲートキーパー養成講座を受講してもらい、理解を深めてもらうことにより、自殺リスクが高い住民の方を行政につなぐ等の対応がとれるようになる可能性がある。	(2)
46 健康づくり推進部	健康づくり推進課	食生活改善推進員協議会活動事業	▼食生活を通じて健康づくりを広めるボランティア団体。会員の増加を図るため、2年に1回養成講座を実施。主な事業は、地域での調理実習、イベントでの試食提供、食育活動。	▼食生活に問題があり、生活習慣病等に罹患する方の中には、生活苦や身近な支援者の不在など日常生活上の問題ゆえに自殺リスクが高い人も少なくない。また、各種イベントで自殺のリスクが高い人がいた場合は、個別相談や継続支援に繋げる等の支援の接点となる。	(2)
47 健康づくり推進部	健康づくり推進課	歯の健康づくり事業【総合戦略】	▼青年期以降の市民を対象に歯の喪失を防止することを目的とし、歯の健康に関する正しい知識を普及する。	▼事業の際、歯に関する相談から日常生活の把握等を行ったとき、必要があれば関係機関を紹介したり、つなぐなどの対応を行うことが出来れば、支援の接点となる。	(3)
48 健康づくり推進部	健康づくり推進課	食の健康づくり事業	▼生活習慣病発症のリスク軽減のため、減塩の大切さを学び行動に移せるよう「ベジタブル350事業」「ちょっと減塩事業」を実施する。	▼事業の際、「食」の状況から日常生活の把握等を行ってことで、自殺リスクが高い住民がいた場合は、個別相談や継続支援に繋げる等の支援の接点となる。また、食生活に問題があり、生活習慣病等の罹患する方の中には、生活苦や身近な支援者の不在など、日常生活上の問題ゆえに自殺のリスクが高い人も少くないと思われる。	(3)
49 健康づくり推進部	健康づくり推進課	健診事業【総合戦略】	▼生活習慣病の早期発見・早期治療を目的に、各種がん検診、一般健康診査、肝炎ウイルス検診、骨密度検査および歯周病検診を実施する。	▼高齢者自殺予防のため、60・65・70・75歳にこころの健康診断(うつスクリーニング)を実施し、ハイリスクの受診者がいた場合に個別の支援に繋げれば、早期発見と早期支援の機会となる。	(4)
50 健康づくり推進部	健康づくり推進課	健康相談事業【総合戦略】	▼心身の健康に関する個々の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭での健康管理に役立てることを目的に、保健師・栄養士・歯科衛生士による「健康なんでも相談」等を実施する。	▼相談の状況の中で必要があれば、関係機関へつなぐなどの対応をとることにより、支援への接点となる。	(4)
51 健康づくり推進部	健康づくり推進課	むつ☆健康チェックカーズ事業【総合戦略】	▼各種イベント会場や市内娯楽施設、商業施設等に、市職員が健康機器を持参することで「ちょっと立ち寄り測定してみる」機会を創出し、健康づくり無関心層等に対して、気軽に測定し自分の身体の状態を知ることで、今後の健康づくりを考えてもうきっかけづくりの場を提供する。	▼相談の状況の中で必要があれば、関係機関へつなぐなどの対応をとることにより、支援への接点となる。	(4)
52 健康づくり推進部	健康づくり推進課	訪問指導事業	▼健診要指導者等を中心に家庭訪問し、健康管理上訪問指導が必要と認められる方及びその家族に対し、保健指導を行い、心身の機能低下を防止し、健康の保持・増進を図る。	▼訪問状況の聞き取り把握等で自殺のリスクが高い場合には、他機関につなぐ等の対応を行なうことが出来れば、支援への接点となる。	(4)
53 健康づくり推進部	健康づくり推進課	保健情報システム健康かるて整備事業	▼保健情報システム「健康かるて」の再構築を行う。	▼うつスクリーニングやEDPSやハイリスク者のデータ管理のための基盤整備を行うことで、自殺リスクの高い層のデータ管理及び支援の連携や手段として有効である。	(4)
54 健康づくり推進部	健康づくり推進課	食育推進会議【総合戦略】	▼食育推進計画の策定とその実施や食育に関する重要事項の審議等を行う。	▼各種団体が食からも自殺に関するリスクのある、孤食(孤立)や生活困窮による食生活の問題による視点をもち関わることができる。 ▼計画の進捗状況の把握時、孤食による社会からの孤立高齢者や、生活困窮による食生活を抱える人の割合をデータとして集計できるかもしれない。	(4)
55 健康づくり推進部	健康づくり推進課	むつ市健康増進計画第2次健康むつ21中間評価事業	▼平成34年度までの10年計画である「むつ市健康増進計画第2次健康むつ21」の中間評価及び評価項目の見直し等を実施する。	▼現在重点施策の1つとしてこころの健康づくりをあげているが、自殺対策計画と連動性を高めていくことができる。	(4)
56 健康づくり推進部	健康づくり推進課	健康診査保健指導	▼生活保護受給者で健康診査の受診者に対して、生活習慣病に着目した保健指導を行う。	▼健診の機会を活かし、気になる状況の場合は詳細な聞き取りを行い、他機関につなぐ等の支援の接点となる。	(7)
57 健康づくり推進部	国保年金課	特定健康診査事業（カラダ健康年齢お知らせ事業）	▼生活習慣病の予防・早期発見のために有効な特定健診の受診率向上のため、未受診者に対する受診勧奨を行い、健診受診に対する意識付けを行うとともに、40歳から60歳までの若年層を対象に、特定健診結果を分析して得られる健康年齢をお知らせする。	▼各種通知物へワンポイント広報を掲載する等の啓発活動が考えられる。	(3)
58 子どもみらい部	子育て支援課	特定不妊治療費助成事業	▼特定不妊治療を行っている夫婦の経済的な負担軽減を図るために、「青森県特定不妊治療費助成事業」を活用し、保険外診療の特定不妊治療費に要する費用の一部を助成する。	▼不妊治療は、時間とお金がかかるうえ、精神的にも肉体的にも負担が大きい。不妊に悩んでいる夫婦に対し、経済的に支援することで、自殺リスクの軽減につながると考える。	(4) (7)
59 子どもみらい部	子育て支援課	ハイリスク妊娠産婦アクセス支援助成金交付事業	▼ハイリスク妊娠産婦が治療及び分娩、NICU（新生児特定集中治療室）、GCU（新生児治療回復室）に入院する子どもの面会をするために要する経費を助成する。	▼ハイリスク妊娠・分娩や児がNICU等に入院している場合は、市外の医療機関に通院する必要があり、交通費などの経済的負担が大きい。経費の一部を助成することで経済的負担の軽減になり、自殺リスクの軽減に寄与できると考える。	(4) (7)
60 子どもみらい部	子育て支援課	妊娠健康診査【総合戦略】	▼母子の疾病予防、早期発見等を目的に、妊娠の経済的な負担を軽減することで、適切な健診受診を促進し、妊娠期間を安全に過ごし、出産を迎えるよう支援する。	▼妊娠に伴う不安や悩みを医療機関に相談できるため、妊娠・出産のリスクや自殺リスクを軽減できる。	(4) (7)
61 子どもみらい部	子育て支援課	乳児健康診査【総合戦略】	▼乳児の疾病や障害の予防・早期発見を目的に、医療機関に委託し、全乳児を対象に満1歳までに健康診査を2回実施する。	▼医療機関で児の発育・発達を確認でき、相談もできるため、育児不安の軽減につながり、自殺リスクの軽減に寄与できる。	(4) (7)
62 子どもみらい部	子育て支援課	10か月児健康診査【総合戦略】	▼小児科医による診察及び保健師による健康相談や保健指導、歯科衛生士によるブラッシング指導、栄養士による食育指導を実施する。	▼医師の診察により、児の発育・発達を確認でき、専門的なことも相談できる。また、保健師等に個別的な相談ができるため、不安の軽減につながり、母親の精神的な負担軽減につながる。	(4)
63 子どもみらい部	子育て支援課	1歳6か月児健康診査【総合戦略】	▼1歳6か月から2歳までの幼児を対象に身体発育、精神発達に関して小児科医及び歯科医師の診察、保健師などによる保健相談などを実施する。また、う歯保有数の減少を目指し、歯科衛生士によるブラッシング指導を実施する。	▼医師の診察により、児の発育・発達を確認でき、専門的なことも相談できる。また、保健師等に個別的な相談ができるため、不安の軽減につながり、母親の精神的な負担軽減につながる。	(4)
64 子どもみらい部	子育て支援課	2歳児健康診査【総合戦略】	▼2歳6か月から3歳以下の児を対象に、言語、運動、精神発達遅滞などの発達全体を確認するとともに、個々の発達状況に合わせた養育ができるよう指導し、小児科医師、歯科医師の診察や保健師、栄養士による保健・栄養指導を実施する。さらに、う歯保有数の減少を目指し、歯科衛生士によるブラッシング指導を実施する。	▼医師の診察により、児の発育・発達を確認でき、専門的なことも相談できる。また、保健師等に個別的な相談ができるため、不安の軽減につながり、母親の精神的な負担軽減につながる。	(4)
65 子どもみらい部	子育て支援課	3歳児健康診査【総合戦略】	▼3歳6か月から4歳までの幼児を対象に、小児科医師、歯科医師、耳鼻科医師による総合的な健康診査を実施する。	▼医師の診察により、児の発育・発達を確認でき、専門的なことも相談できる。また、保健師等に個別的な相談ができるため、不安の軽減につながり、母親の精神的な負担軽減につながる。	(4)
66 子どもみらい部	子育て支援課	1歳6か月児・3歳児精神発達精密健康診査【総合戦略】	▼幼児健診のフォローとして、発育・発達の遅れが疑われる児を対象に、必要な検査や保健師の家庭訪問等を実施し、疾病の早期発見と早期支援を行う。	▼心理判定員による発達検査等から、児の発育・発達を確認でき、専門的なことも相談できる。また、保健師等に個別的な相談ができるため、不安の軽減につながり、母親の精神的な負担軽減につながる。	(4)

## 生きる支援関連施策一覧

### 『政策メニュー』

#### 5つの「基本施策」

- ①地域におけるネットワークの強化
- ②自殺対策を支える人材の育成
- ③市民への啓発と周知
- ④生きることの促進要因への支援
- ⑤児童生徒のSOSの出し方に関する教育

- 3つの「重点施策」
- ⑥高齢者の自殺対策の推進（高齢者対策）
- ⑦生活困窮者支援と自殺対策の連動
- ⑧勤務問題に関わる自殺者への対策の推進

1. 担当部署	2. 担当課	3. 事業名	4. 事業内容	5. 自殺対策の視点を加えた事業案	6. 政策メニュー
67 子どもみらい部	子育て支援課	乳幼児発達支援事業（未就学児ことばの教室）【総合戦略】	▼第二田名部小学校に開設されている「ことばの教室」に未就学児指導のための療育指導員を派遣し、ことばの遅れを主訴とした幼児とその保護者を対象に療育的指導を実施する。	▼発達についての不安や育てにくさを抱えている子ども・家族に対して相談の機会をつくり、適切な支援を実施することで、自殺リスクの軽減に寄与する。	(4)
68 子どもみらい部	子育て支援課	元気教室【総合戦略】	▼保育施設と連携して、子どもが楽しくわかりやすく健全な食習慣・歯の健康・生活リズム・受動喫煙防止について学ぶことを支援する。	▼園児が食習慣や歯の健康、受動喫煙防止について学ぶことで、喫煙防止や正しい食習慣を身につけることができれば、将来的に生きることの促進要因への支援になり得る。また、園児への指導は、間接的に親への支援につながると考える。	(4)
69 子どもみらい部	子育て支援課	養育支援訪問事業【総合戦略】	▼生後4か月までの全戸訪問の結果、養育支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、養育に関する指導、助言を行う。	▼育児についての悩みや不安を傾聴し、情報提供や子育てに関しての助言やアドバイスをすることで、自殺リスクの軽減に寄与する。	(4)
70 子どもみらい部	子育て支援課	母子寡婦福祉会事業	▼地域における母子寡婦家庭の福祉のため、相互互助の理念に基づき生活の向上、親睦連絡を図るために、母子寡婦福祉に関する啓発・宣伝、関係機関・各種団体との連絡調整等を行う。	▼母子寡婦福祉会への補助金や会の運営を支援することで、会員相互の親睦が図られ、会員相互の悩みを相談しやすい関係性の構築に寄与することができると考える。	(1)
71 子どもみらい部	子育て支援課	児童虐待防止対策支援事業	▼家庭児童福祉に関する相談指導業務を充実強化し、家庭における適正な児童養育その他家庭児童福祉の向上を図るため、児童家庭相談及び助言・指導を行う。また、要保護児童等対策地域協会の関係機関との連絡・調整を行う。	▼家庭における悩みや虐待に関する相談や関係機関との連携・支援を実施することで、自殺リスクの軽減や早期発見につなげることができると考える。	(1) (4)
72 子どもみらい部	子育て支援課	婦人相談員活動強化事業	▼婦人相談員を配置し、売春防止法の規定による相談及び指導、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の規定による相談及び指導を行う。	▼DVだけではなく、女性のさまざまな相談を受けており、関係機関の紹介や相談内容に応じた連携支援も実施している。また、母子家庭生活支援施設等への入所を含めた継続的支援をすることで、自殺リスクの軽減につながると考える。	(4)
73 子どもみらい部	子ども家庭課	ファミリーサポートセンター事業【総合戦略】	▼安心して子育てが出来るようにするため、市において子育て支援を必要とする人と、支援を行いたい人（保育の知識と経験を有する人）が登録し、アドバイザーの調整のもと、有償で子育ての支援を行う。	▼会員になることで、保護者や家庭の状況を知る機会となり、子育てに関する悩みなど抱えていた場合、必要な支援先につなぐ支援への接点になる可能性がある。	(1)
74 子どもみらい部	子ども家庭課	一時預かり事業【総合戦略】	▼保育所等において、乳児及び幼児を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童福祉の向上を図る。	▼子どもの預かりを通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会があるため、悩みを抱えた保護者や家庭が問題を抱えている場合には必要な支援先につなぐ支援への接点になる可能性がある。	(1)
75 子どもみらい部	子ども家庭課	乳幼児等医療費給付事業【総合戦略】	▼乳幼児等の健やかな成長を目的に子育ての経済的負担の軽減を図る。	▼就学前の子どもは風邪やケガ等で医療機関を受診する機会が多く、その親は、生活面や金銭面で様々な困難や問題を抱えている可能性がある。 ▼医療助成の相談や申請への対応時に状況等の聞き取りを行い、問題を抱えている場合には、包括的な支援へつなげるなど、支援への接点になり得る。	(4)
76 子どもみらい部	子ども家庭課	未熟児養育医療費給付事業	▼未熟児を対象とし、養育のための入院に係る医療費の給付を行う。	▼体の発育や機能が未熟な状態で生まれた子どもの母親は、精神的に大きな不安や悩みを抱えている場合が多いことが考えられる。 ▼医療助成の相談や申請への対応時に状況等の聞き取りを行い、問題を抱えている場合には、包括的な支援へつなげるなど、支援への接点になり得る。	(4)
77 子どもみらい部	子ども家庭課	保育料軽減事業【総合戦略】	▼親が扶養する第3子以降（一番上が18歳までとして、第3子が保育園に入園している場合）で、保育園、幼稚園に入園したら保育料を無料とし、多子世帯の経済的負担軽減を図る。	▼多子世帯の場合、経済面や生活面での負担が多いため、経済的負担軽減を図ることで生活の安定、不安を取り除くことができる。	(7)
78 子どもみらい部	子ども家庭課	ひとり親家庭等医療費給付事業	▼ひとり親家庭等の父又は母及び児童の医療費負担を軽減することにより、ひとり親家庭等の福祉の増進を図る。	▼ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤立しがちであるなど、自殺につながる問題要因を抱え込みやすい。 ▼年に1回の更新届や給付申請時に受給資格者との直接的な接触機会があれば、彼らの抱える問題の早期発見と対応への接点になり得る。	(7)
79 財務部	税務課	市税・国民健康保険税の賦課、徴収、減免	▼市税・国民健康保険税の減免。滞納に対する納付勧奨。	▼納付困難からの減免申請であり、保有資産や生活状況を調査し決定している。また、滞納者に対しては、納付勧奨とともに、納税相談に応じており、相談内容によっては支援機関へつなぐ等の接点になり得る。	(4)
80 総務部	総務課	職員の健康管理業務	▼職員定期健康診断及びストレスチェックの実施により、職員の心身両面にわたる健康の保持増進を図る。	▼ストレスチェックの結果を活用することで、メンタル不調の方への支援の接点となる。	(2) (4) (8)
81 総務部	総務課	職員の資質向上（職員行動指針）	▼「むつ市職員行動指針」に基づき、市民から信頼され、ともに協働できる職員の育成に努める。	▼職員行動指針は、市民の皆様から親しまれ信頼される市役所を築くために策定したものである。市民からの相談やSOSの際に、市民に寄り添った対応ができる。	(2) (4)
82 総務部	総務課	職員の資質向上（職員研修）	▼職員個々の資質向上及びスキルアップを目的として、実務研修、市独自研修、外部研修を実施する。	▼新採用職員研修等で、「ゲートキーパ養成講座」などを取り入れることで、全庁的な自殺対策への理解と取組の推進が期待できる。	(2) (4) (8)
83 都市整備部	都市計画課	みどりの基本計画の推進【総合戦略】	▼緑の基本計画を策定し、それに基づき公園・緑地等を適正に配置し、魅力ある公園の維持・創出を図る。 ▼金谷公園周辺の公共施設等の保全、管理、整備及び公園機能の高度化などについて計画に定め、子ども・子育て支援につなげる。	▼コミュニティーの拠点と位置づけ、普段から触れ合う場所を提供することで自殺防止対策の一助を担う。	(1) (4)
84 都市整備部	都市計画課	都市政策の展開【総合戦略】	▼都市計画の活用、民間事業の支援、官民連携まちづくりの推進、関連制度を活用し、人口減少社会に対応したコンパクトシティの推進を図る。	▼コンパクトなまちづくりを推進していくことで、近隣居住者間の連携を強化できる。	(1)
85 都市整備部	まちづくり推進課	住宅維持管理費	▼市営住宅の維持管理。	▼公営住宅の居住者や入居申込者は、生活困窮や低収入など、生活面で困難や問題を抱えていることが少なくないため、自殺のリスクが潜在的に高いと思われる住民に抵触するための有効な窓口となり得る。	(7)
86 福祉部	高齢者福祉課	家族介護用品支給事業	▼要介護4及び5と判定された高齢者等を在宅で介護している家族に対して、紙おむつ等の介護用品を支給する。	▼対象者等と対面することで、問題の早期発見・早期対応になり得る。	(4) (6) (7)
87 福祉部	高齢者福祉課	訪問理美容サービス事業【総合戦略】	▼要介護度3以上または身体障害者手帳の障害等級が2級以上の方を対象に、理美容師の自宅訪問を支援する。	▼対象者等と対面することで、問題の早期発見・早期対応になり得る。	(2) (4) (6)
88 福祉部	高齢者福祉課	外出支援サービス事業【総合戦略】	▼ストレッチャー及び車椅子対応の福祉輸送車両を活用し、一般の交通機関を利用することが困難な高齢者や身体障害者等の外出を支援する。	▼外出することを通して地域との関わりを持つことで、生きる活力の向上を図ることができる。	(4) (6)
89 福祉部	高齢者福祉課	軽度生活援助ホームヘルプサービス事業【総合戦略】	▼70歳以上ののみで構成される世帯で、介護認定を受けていない方又は要介護認定非該当の方及び介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを受けていない方を対象に、要介護状態への進行の防止及び自立した日常生活を確保するために必要な支援を行い、当該高齢者及びその家族の福祉増進を図るため、ヘルパーを派遣し生活援助を行う。	▼対象者等と対面することで、問題の早期発見・早期対応になり得る。	(4) (6)
90 福祉部	高齢者福祉課	福祉タクシー利用助成事業【総合戦略】	▼民間のストレッチャー付き福祉タクシーを通院の際に利用した方を対象に、介助料金を補助する。	▼外出することを通して地域との関わりを持つことで、生きる活力の向上を図ることができる。	(4) (6)
91 福祉部	高齢者福祉課	家族介護者慰労金支給事業	▼要介護4及び5と判定された高齢者等を、1年間介護保険サービスを利用しないで在宅で介護した家族に対して慰労金を支給する。	▼対象者等と対面することで、問題の早期発見・早期対応になり得る。	(4) (6)

## 生きる支援関連施策一覧

### 『政策メニュー』

#### 5つの「基本施策」

- ①地域におけるネットワークの強化
- ②自殺対策を支える人材の育成
- ③市民への啓発と周知
- ④生きることの促進要因への支援
- ⑤児童生徒のSOSの出し方に関する教育

#### 3つの「重点施策」

- ⑥高齢者の自殺対策の推進（高齢者対策）
- ⑦生活困窮者支援と自殺対策の連動
- ⑧勤務問題に関する自殺者への対策の推進

1. 担当部署	2. 担当課	3. 事業名	4. 事業内容	5. 自殺対策の視点を加えた事業案	6. 政策メニュー
92 福祉部	高齢者福祉課	高齢者等除雪サービス事業【総合戦略】	▼自宅において自立した生活ができるように支援するため、65歳以上のみで構成される世帯及び身体障害者手帳の障害等級が2級以上の方のみで構成される世帯で、除雪作業が困難な方に対し、除雪サービスを行う。	▼対象者等と対面することで、問題の早期発見・早期対応になり得る。	④ ⑥
93 福祉部	高齢者福祉課	敬老事業【総合戦略】	▼市内に居住する高齢者を敬うとともに、民生委員による見守りを兼ねた記念品の配布を行うことにより、高齢者が地域で安心して生活できる環境づくりを推進する。	イベント内でテーマに関連させながら生きることの包括的支援（自殺対策）に関するパネル展示やブース展示の機会をもてれば、高齢者及びその周囲の方々への啓発の機会とすることができる。	① ⑥
94 福祉部	障がい福祉課	障がい者に対する理解促進事業	▼地域自立支援協議会主催で「障がい福祉相談会・障がい福祉サービス説明会」を開催し、障がいをお持ちの方やその家族がサービスを利用するための相談や情報提供を行うとともに、市民に対して、障がいへの理解促進につながるよう啓発に努めていく。	▼障がいに対する理解が深まることで、障がい者の社会参加や安心した日常生活につながる。	③
95 福祉部	障がい福祉課	相談支援体制強化事業【総合戦略】	▼障がい者、障がい児の保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供を行う。	▼情報提供を行うことで、障がい者やその家族の精神的・身体的負担の軽減につながる。	④
96 福祉部	地域包括支援センター	権利擁護事業	▼地域の住民や民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは困難な状況にある高齢者が、地域で安心して尊厳ある生活ができるよう専門的・継続的な視点からの支援を行う。	▼判断能力が不十分な方の中には、精神疾患や知的障害等自殺リスクが高い方も含まれる可能性がある。当事者と接する機会に自殺リスクの早期発見や対応等、適切な機会へつなぐ等の役割を担うことは可能。 ▼当事者家族や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点となり得る。	① ⑥
97 民生部	環境政策課	公害対策事業	▼公害の発生を未然に防止するために環境に関する各種調査を実施し状況を把握するとともに、公害に係る苦情について、調査・測定等を行い解決を図る。 ▼また、担当職員の知見を広げるため、各種研修会や講習会等に積極的に参加する。	▼パンフレット等で相談機関等の周知。	③
98 民生部	環境政策課	子ども達のための交通安全事業	▼交通整理員の配置や交通安全母の会連合会への補助等により、将来の本市を担う児童生徒のための交通安全対策を実施する。	▼ゲートキーパーの養成。教育委員会のsos出し方教育に参加してもらうことで、子供のsosに気づく接点となる。	⑤
99 福祉部	障がい福祉課	障害福祉サービス事業	▼障がい者等の日常生活のために必要なサービスを提供する。サービスの利用にあたっては、相談支援専門員によるサービス利用計画が必要となる。	▼障がい者等がサービスを利用し安心した生活を送れる。また、介護者のレスパイトにもなり、介護の負担が軽減される。	④
100 福祉部	障がい福祉課	障害児通所支援事業	▼障がい児等へ、基本的動作や生活能力向上のための訓練を通所により提供する。通所支援の利用にあたっては、相談支援専門員によるサービス利用計画が必要となる。	▼障がい児等への支援のため、相談支援専門員との関わりを持つことにより、保護者の負担が軽減される。	④
101 福祉部	障がい福祉課	地域生活支援事業	▼障がい者等が、地域で自立した生活を送れるよう利用者の状況に応じて柔軟に対応できるもので、日中の一時預かりや外出時の移動支援などを提供する。	▼障がい者等と介護者の状況に応じ柔軟な対応ができるため、障がい者等の社会参加と介護者の負担軽減につながる。	④
102 福祉部	障がい福祉課	特別障害者手当等の支給	▼在宅の重度障害者(児)に手当を支給する。	▼障がい者等の経済的負担の軽減につながる。	④
103 福祉部	障がい福祉課	重度心身障害者医療費の助成	▼重度の障がい者等の通院にかかる医療費を助成する。	▼障がい者等の経済的負担の軽減と、受診の抑制につながる。	④
104 福祉部	障がい福祉課	障害者虐待防止センター	▼障がい福祉課内に「障害者虐待防止センター」を設置し、障害者虐待に関する通報や相談を行う。	▼通報や相談により、虐待の理由となる問題を洗い出し、解決につながるよう支援する。	④
105 福祉部	障がい福祉課	パンフレット作成等による情報提供	▼障害者手帳を持すことにより受けられる給付や、優遇制度についての情報提供を行う。	▼様々な制度による支援を受けることで、障がい者等やその家族の精神的・経済的負担の軽減につながる。	④

## 第5章 いのちを支えるこころの健康づくり（自殺対策）推進体制

### 1. 計画の周知

本計画を推進していくために、基本理念である「誰も自殺に追い込まれることのないむつ市」を目指して、市民一人ひとりが自殺対策への重要性を理解し、「市民」「地域」「市」「関係機関」「関係団体」が協働で取り組みを行えるよう、市ホームページなどを活用し、本計画の周知を図っていきます。

### 2. 推進体制

#### (1) むつ市いのちを支えるこころの健康づくり計画推進委員会

健康づくり推進部長を委員長に各部政策推進監及び分庁舎市民課長で構成する「むつ市いのちを支えるこころの健康づくり計画推進委員会」を設置し、自殺対策について庁内関係部局が幅広く参画し、行政全体として、計画の決定及び自殺対策を連携しながら総合的に推進します。

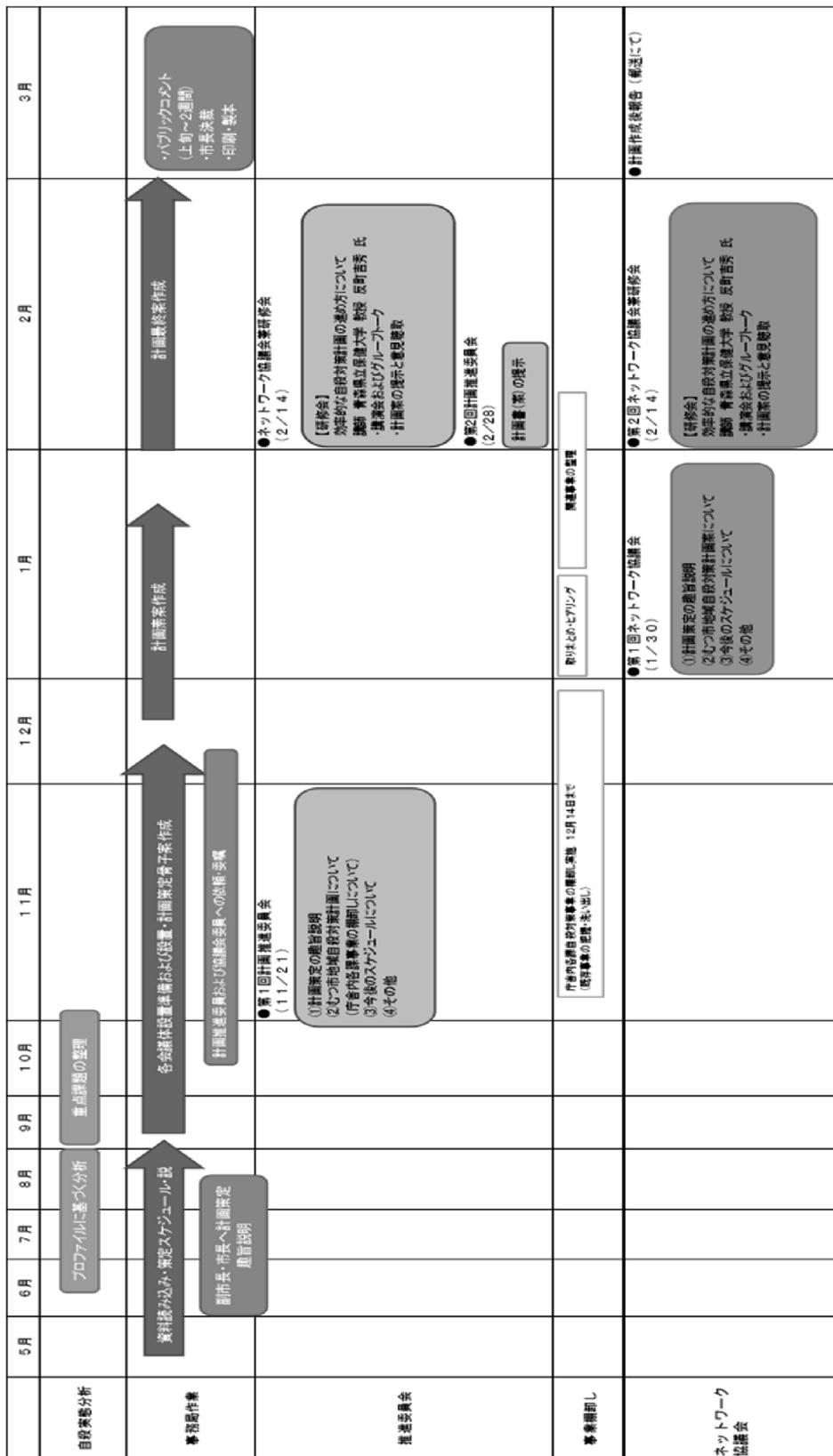
#### (2) むつ市いのちを支えるこころの健康づくりネットワーク協議会との連携

地域の関係団体や機関で構成する「むつ市いのちを支えるこころの健康づくりネットワーク協議会」において、各分野で実施している事業や取り組みの情報交換及び計画素案の検討、計画の進捗状況協議し、目標達成を推進します。

### 3. 進行管理

本計画の取り組み状況や目標値については、事務局である健康づくり推進課にて把握し、計画の適切な進行管理に努めます。また、「むつ市いのちを支えるこころの計画づくり計画推進委員会」及び「むつ市いのちを支えるこころの健康づくりネットワーク協議会」において、P D C A サイクルによる評価を実施し、目標達成に向けた事業の推進を図ります。

資料1 いのちを支えるこころの健康づくり計画策定までのスケジュール



【役割】

- 計画推進委員会：計画の策定及び進捗管理、健康課題の検討、目標値の決定、計画の策定
- ネットワーク協議会：計画策定のための助言、意見、自分たちが行っている活動の情報交換
- 事務局：作業部隊、計画策定に必要な資料、データの収集等

資料2 むつ市いのちを支えるこころの健康づくりネットワーク協議会委員名簿

分 野	委員推薦所属・団体等
医療・保健・福祉関係機関	一般社団法人むつ下北医師会
	青森県薬剤師会 むつ下北支部
	下北地域県民局地域健康福祉部（むつ保健所）
	むつ総合病院 メンタルヘルス科
	社会福祉法人むつ市社会福祉協議会
学校関係機関	むつ市学校保健会
警察・消防機関	むつ警察署
	下北地域広域行政事務組合 消防本部
労働関係機関	むつ下北地域産業保健センター
法律関係機関	日本司法支援センター法テラスむつ法律事務所 (青森県弁護士会所属)
地域関係団体	むつ市民生委員・児童委員協議会
	むつ市保健協力員「あゆみの会」
	むつ市保健協力員 川内地区
	むつ市保健協力員 大畠地区
	むつ市保健協力員 脇野沢地区
	むつ市老人クラブ連合会
	むつ市連合PTA
	精神保健福祉・傾聴ボランティアグループ「スマイル」
	特定非営利活動法人 むつ下北子育て支援ネットワークひろば

資料3 むつ市いのちを支えるこころの健康づくり計画推進委員会名簿

委員長	健康づくり推進部長
副委員長	健康づくり推進部 政策推進監
委員	総務部政策推進監
委員	企画政策部政策推進監
委員	財務部政策推進監
委員	民生部政策推進監
委員	福祉部政策推進監
委員	子どもみらい部政策推進監
委員	経済部政策推進監
委員	都市整備部政策推進監
委員	下水道部政策推進監
委員	教育委員会政策推進監
委員	川内庁舎市民生活課長
委員	大畠庁舎市民生活課長
委員	脇野沢庁舎市民生活課長

資料4 むつ市いのちを支えるこころの健康づくりネットワーク協議会設置要綱

平成30年12月21日  
むつ市告示第122号

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）の規定に基づき、関係機関と連携し、生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、むつ市いのちを支えるこころの健康づくりネットワーク協議会（以下「ネットワーク協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 ネットワーク協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 市町村自殺対策推進計画の策定又は変更等に関すること。
- (2) 自殺対策のための関係機関との連携強化及び情報交換に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自殺対策の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 ネットワーク協議会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健、医療及び福祉関係者
  - (2) 教育関係機関に所属する者
  - (3) 商工労働関係機関の職員
  - (4) 警察及び消防機関の職員
  - (5) 法律に関する専門的知識を有する者
  - (6) 自殺対策に関する活動を行う民間の団体に所属する者
  - (7) 保健、医療及び福祉に関する活動において地域を代表する者
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める者
- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員のうち、その者が勤務する業務の一環として従事する者以外の者には、謝礼金及び費用弁償を支給する。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 ネットワーク協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は会務を総理し、ネットワーク協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 ネットワーク協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

ただし、委員の委嘱後、最初の会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 ネットワーク協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明若しくは意見を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 ネットワーク協議会の庶務は、健康づくり推進部健康づくり推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

**資料5 むつ市いのちを支えるこころの健康づくり計画推進委員会設置要綱**

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、むつ市いのちを支えるこころの健康づくり計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策の推進に係る計画の策定及び進捗管理に関すること。
- (2) 自殺対策に関する関係部署の調整及び推進に関すること。
- (3) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- (4) 自殺対策に関する関係行政機関及び関係団体との連携の強化に関すること。
- (5) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、健康づくり部長をもって充て、副委員長は健康づくり推進部政策推進監をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1及び別表第2に掲げる職員をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、委員会を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員は、委員長の許可を受け、委員以外の者を代理出席させることができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、健康づくり推進課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月5日から施行する。

別表第1

健康づくり推進部長、健康づくり推進部政策推進監、総務部政策推進監、企画政策部政策推進監財務部政策推進監、民生部政策推進監、福祉部政策推進監、子どもみらい部政策推進監、経済部政策推進監、都市整備部政策推進監、下水道部政策推進監、教育委員会政策推進監

別表第2

川内庁舎市民生活課長、大畠庁舎市民生活課長、脇野沢庁舎市民生活課長

## 資料6　自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

### 目次

第一章 総則(第一条—第十一条)

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等(第十二条—第十四条)

第三章 基本的施策(第十五条—第二十二条)

第四章 自殺総合対策会議等(第二十三条—第二十五条)

### 附則

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

##### (基本理念)

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2　自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3　自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4　自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5　自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

##### (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2　地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域

の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穀への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穀に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一條 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

### (自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

### (都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

### (都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

## 第三章 基本的施策

### (調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

### (人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

### (心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携

を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

## 第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対

策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二七年九月一日法律第六六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則（平成二八年三月三〇日法律第一一号）抄

(施行期日)

- 1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

## むつ市いのちを支えるこころの健康づくり計画

---

平成31年3月発行

発行者 むつ市健康づくり推進部 健康づくり推進課

〒035-8686 青森県むつ市中央一丁目8番1号

電話：0175-22-1111

FAX：0175-22-5044

E-mail : kenkoudukuri@city.mutsu.lg.jp

URL : <http://www.city.mutsu.lg.jp/>

